

名古屋外国語大学大学院研究生規程

第1条 名古屋外国語大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第40条の規定に基づく大学院研究生に関する事項は、この規程の定めるところによる。

第2条 本大学院において、特定の事項について研究しようとする者がある場合、本大学院研究科会議において選考の上、学長は、大学院研究生として入学を許可する。

第3条 大学院研究生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

第4条 大学院研究生の入学資格は、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 修士の学位を有する者
- 二 研究科会議において前号と同等以上の学力があると認められた者
- 三 その他特別の事由によって研究科会議が適当と認めた者

第5条 大学院研究生として入学を志願する者は、願書に研究事項及び期間を記載し、履歴書及び検定料を添えて、所定の期日までに研究科長に提出しなければならない。

第6条 大学院研究生の在学期間は、1年とする。ただし、学期の中途において入学した場合における在学期間は、当該学年末までとする。

2 在学期間が、満了しても研究のため、なお引き続き在学しようとする者は、その旨を研究科長に願い出なければならない。

3 前項の場合、研究科長は、研究科会議の議を経て許可することができる。

第7条 大学院研究生として入学する者は、所定の期日までに入学金及び入学年度1期（又は2期）の学費（研究生料）を納付しなければならない。

2 前項の入学金及び学費については、免除を行わない。ただし、文部科学省研究留学生は、納付を要しない。

第8条 大学院研究生は、研究科長の指定する指導教授の下に、研究に従事しなければならない。

第9条 大学院研究生は、指導教授の指導の下に、大学院の授業科目を聴講することができる。ただし、聴講できる科目は、原則として3科目以内とする。

第10条 研究に要する費用は、大学院研究生の負担とする。

第11条 大学院研究生は、本学の施設等について、研究科長の許可を得て利用することができる。

第12条 大学院研究生は、研究報告書を指導教授を経て研究科長に提出するものとする。

第13条 この規程に定めるもののほか、大学院研究生に関し必要な事項は、研究科会議の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成10年7月21日から施行する。